

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

事業はトップの器以上には大きくなりな
いと言います。事業が成長するのも退行す
るのもトップの能力次第です。知識や技術
に加え、覚悟や信念、深い思考を持っている
か、誰にも負けない努力をしているかにか
かっています。

人生における自分の使命、何のために今
の事業をしているのかを理解し、困難に直
面しても、ぶれない軸を持って諦めずに前
に進んでいく。そんな繰り返しの中で器が
大きくなっていきます。

自分の能力を広げ可能性を引き出すのは
思考と行動です。

私の書棚より

○若い人に夢と希望を与えることだ。
彼らが日本の未来は明るい、自分たち
の将来は今よりずっと良くなる、と信
じられる明確な国家ビジョンを示し、
我々が「坂の上の雲」を見てがむしゃ
らに働いていた時代のような興奮感を
熟成する必要があると思う。
○良い会社の経営者は「我が社の問題
はこれだ」と一つのことしか言わない。
一つのことを、4～5年かけて徹底的
に実行させる。

「低欲望社会」
大前研一著 小学館

税務アンテナ

□相続税において、建物の所有を目的とし
て賃貸している土地の評価を行う場合は、
借地権相当割合を控除して評価します。

また、建物と駐車場を一体として利用さ
れる駐車場部分も、建物の敷地及びその維
持若しくは効用を果たすために必要な土地
として、貸付地全体に対して借地権が発生
しているとみなすことができます。

ただし、建物部分の敷地と駐車場部分の
敷地の所有者が異なる場合には、駐車場部
分には借地権は発生せず、相続時からの残
存貸借期間に応じた貸借権相当割合を控除
して評価します。

□商品の返品や割戻しがあった場合には、
これらに係る消費税額は、売上げに係る消
費税額から控除されます。

また、売掛債権が貸倒れにより回収不能
となった場合には、その貸倒債権に対する
消費税は税額控除の対象にできません。た
だし、税額控除をした後にその債権を回収し
た場合には、その回収した債権に対する消
費税を、控除過大調整税額として課税標準
額に対する消費税額に加算します。

なお、免税事業年度に発生した売上に対
する返品・割戻しや売掛債権の貸倒れに係
る税額控除はできません。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

7月の税務スケジュール

10日	○6月分の源泉所得税の納付 ○特例適用者の1～6月分の源泉税の納付
15日	○所得税予定納税の減額申請
31日	○固定資産税(第2期分)納付 ○5月決算法人の確定申告 ○所得税予定納税(第1期分)納付

31日	○11月決算法人の中間申告(予定申告) ○8月、11月、27年2月決算法人の消費税中間申告 ○7月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	--

今月の贈る言葉『上を見続ける。それが生きるコツさ。』 by スヌーピー